

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

使用済となった家電・小型家電や自動車等は有害物質を含むために適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が違法に回収・解体・処理され、場合によっては海外に不法輸出され、現地で不適正に処理されることにより、環境汚染につながっていることが明らかになってきた。

さらに、平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行されており、本法も含め各関連法の運用を徹底し、対策を強化することで、使用済となった家電・小型家電、自動車等のリサイクルや越境移動の適正化を図る。

2. 事業計画（業務内容）

小型家電リサイクル法施行も踏まえた各種リサイクル法・バーゼル法に基づく立入検査・報告徴収に係る事務や、廃棄物処理法に基づく自治体・警察等と連携した指導・取締りへの対応のため、地方環境事務所における体制を支援・強化する。具体業務は以下のとおりである。

- ① 効果的な体制構築を模索するための、モデル地域における重点的な立入・報告徴収の実施及びその検証
- ② 各事務所の現場対応事例を集約したマニュアルの策定
- ③ 立入検査・報告徴収等の徹底実施及び事務処理の効率化のための人員増強
- ④ 各事務所の現場対応事例の横展開に資する情報共有方策の検討
- ⑤ 事業者向け周知に活用できる広報ツールの制作
- ⑥ 現場対応時の迅速な判断を支援する装備の導入

3. 施策の効果

輸出入の適正化を図ることで、今まで不法輸出され海外で不適正処理されていた使用済電子機器等が適正に処理されることとなる。また、不法輸出が無くなることにより、今後は使用済電子機器等が日本国内で適正処理されることになるため、海外における環境汚染を防止できるほか、国内のリサイクル産業の活性化にも寄与する。

各種リサイクルの取り巻く状況

支出予定先: 民間団体等

◆小型家電リサイクル法の施行(H25. 4)

- ・使用済小型電子機器等のリサイクルを行おうとする者が事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、再資源化を促進する新制度が施行

◆各種リサイクル法に係る不適正事例の発生

- ・家電リサイクル法に基づく小売業者から家電メーカーへの引渡し
が適切に行われているかが疑われる事例が発生
- ・自動車リサイクル法に基づく許可を受けずに自動車の解体が
行われているケースが横行

◆違法な不用品回収業者の増加

- ・「無料回収」と謳い、車や空き地で無許可で使用済家電製品を
回収する業者が増加
- ・廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解・破壊等が
行われ、スクラップとして不適正に海外に輸出
- ・ヤードや船上で度々火災を起こすほか、空き地での有害物質の
流出や輸出先における健康被害発生の恐れ
- ・これらを受け、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について
の通知を発出(H24. 3. 19)

◆輸出入規制の適正な運用への対応

- ・使用済み電子機器等の海外での不適正処理に関する指摘
- ・輸出先国からの通報によるシップバック案件の増加
- ・バーゼル法運用見直しのための検討会を開催
(中古品判断基準の検討等)
- ・不法輸出入の疑義案件の現地調査対応の
マニュアル化に着手



現場対応事例の蓄積・共有による 効果的な体制の構築

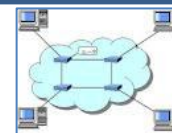


効果的な体制構築を模索するためのモデル事業実施及び検証

各事務所の現場対応事例を集約したマニュアルの策定

立入検査・報告徴収等の徹底実施及びこれに係る事務処理の
効率化のための人員の増強

現場対応時に有効な方法・ ツールの開発



各事務所の現場対応事例横展開に資する情報共有方策の検討
(例:輸出入管理システムの改良等)

事業者向け周知に活用できる広報ツールの制作

現場対応時の迅速な判断を支援する装備(簡易分析装置等)の
購入